平成２７年（フ）第１９８号
新潟県五泉市城下２丁目512番地３
債務者　廣田美由紀
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０６号
新潟市西区五十嵐１の町7155番地　パンプキンホームいからし102号、前住所新潟市中央区明石１丁目２番10号　コーポ明石403号
債務者　吉田　英二
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１４号
新潟市西区寺尾６番７号　イスカンダルⅠ203、前住所新潟市中央区女池上山３丁目13番10号　リリビィー千歳205号
債務者　清野　哲仁
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２５号
新潟県燕市吉田日之出町２番12号　コマツハイツ102号、前住所新潟県燕市吉田弥生町９番20号
債務者　風間　晴夫
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３２号
新潟市秋葉区柄目木64番地　グリーンハウスコーヨー６号
債務者　梅川　惇夫
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５０号
石川県加賀市新保町へ34番地
債務者　上原　邦弘
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１１号
岐阜県下呂市萩原町羽根2488番地10
債務者　森　　啓子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
兵庫県加古川市加古川町河原257番地の５シャトー三和307号、従前の住所大阪市東成区大今里南５丁目19番３号
債務者　河本和香乃（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２２号
島根県浜田市周布町イ317番地１　202
債務者　藤原　和美
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第４６８号
広島県東広島市西条町御薗宇6449番地１　プレジュールＡ202号
債務者　平塚　洋子（旧姓一川）
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６４号
広島県江田島市大柿町小古江1027番地１
債務者　坂田　直美
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１１４号
広島県福山市水呑町302―２　福山友愛病院、住民票上の住所広島県福山市今津町３丁目８番49―211号　ＪＣマンション
債務者　杉谷　範夫
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３８号
長野県駒ヶ根市北町10番19号　石川団地７号
債務者　平田ナオミこと　ヒラタ　カチア　ナオミ
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１４号
長崎県松浦市今福町仏坂免232番地、従前の住所佐賀県伊万里市大坪町乙243番地
債務者　吉田　令佳（従前の旧姓平野、従前々の旧姓藤）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
茨城県神栖市息栖980番地
債務者　伊藤めぐみ
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第２６６号
川崎市麻生区東百合丘４丁目６番３号
債務者　梅田　　智
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６７号
川崎市中原区上平間409番地６　リバージュコジマ305
債務者　石野　喜美
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係